

幼児教育・保育の無償化

【認可外保育施設等利用者】

○ 無償化の対象者

- ・ 公立保育園や私立保育園などの認可保育所や認定こども園等の利用ができない子どもで、保育の必要性の認定を受け、認可外保育施設等を利用している方が対象となります。

○ 無償化の対象となる費用

- ・ 3歳から5歳（小学校就学前）までの子どもの利用料のうち月額37,000円まで
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料のうち月額42,000円まで

＜算定のイメージ（3歳から5歳）＞

利用料	無償化対象	実質負担額
30,000円	30,000円	0円
40,000円	37,000円	3,000円

○ 対象施設（事業）の種類

- ①認可外保育施設 ②一時預かり事業 ③病児保育事業
④ファミリーサポートセンター事業

※無償化対象となるためには、利用される施設等が、特定子ども・子育て支援施設等として施設の所在地の市町村から「確認」を受けている必要があります。確認の有無は、施設の所在地の市町村または利用される施設等にご確認ください。

○ 無償化の対象とならない費用

- ・ 教材費、通園送迎費、食材料費、行事費等

○ 手続き

- ・ 利用される施設（事業）によって、書類提出先等が異なりますので、まずは岡谷市役所子ども課までお問合せください。

お問合せ：岡谷市役所健康福祉部子ども課保育担当

TEL：0266-23-4811（内線1261、1262）

FAX：0266-24-2755